

富山県ツキノワグマ・ニホンザル管理計画の変更について

1. ツキノワグマ管理計画（第4期）（計画期間：R4. 4. 1～R9. 3. 31（5年間））

（1）計画改定の趣旨

冬眠明けのクマの人里への出没抑制を図るとともに、狩猟技術の継承や捕獲の強化を図るため、ツキノワグマの狩猟期間を延長する。

（2）ツキノワグマの狩猟の延長期間

区分	期間	内 容
現 行	11 月 15 日～2 月 15 日	省令で定められた期間のとおり
延長案	11 月 15 日～3 月 31 日	終期を6週間延長

（3）期間の延長に伴う効果

- ① 冬眠明けのツキノワグマに対し、狩猟行為により人の怖さを学習させ、人を忌避する行動を促し、人里への出没抑止を図ることが期待できる。
- ② 冬眠明けのクマが活動し始める残雪期は、銃猟による捕獲効率がよく、一定数の捕獲が期待でき、個体数調整に資する。
- ③ 狩猟経験の増加によるハンターの技術の継承とともに、捕獲体制の強化を図ることが期待できる。

2. ニホンザル管理計画（第5期）（計画期間：R4. 4. 1～R10. 3. 31（6年間））

（1）計画改定の趣旨

ニホンザルの加害レベルの判定について、加害レベル4に包含されていた、生活環境被害が深刻で人身被害のおそれのある群れへの対応を特に強化するため、加害レベル5を新たに設け、必要とする捕獲による対策を併記する。

（2）加害レベルの判定

計画的な管理を行うために、生息状況の把握をした上で、各群れの加害レベルを把握する。加害レベルの判定は、群れの出没頻度、出没規模、人への反応、農作物被害、生活環境被害のそれぞれについて、現地調査、有識者によるチェックといった方法での総合的な評価に基づいて、群れの加害レベルを判定とする。

（3）捕獲手法と考え方

捕獲手法の選定は、各群れの加害レベルに応じて、実行計画で決めた群れの管理方針に沿って行うものとする。また、新たに設定された加害レベル5において人身被害が発生するおそれが高い場合などは、捕獲を先行する。

また、群れの除去を目的とした捕獲を実施する際は、群れが分裂し拡大するおそれがないよう、大型捕獲檻等の様々な捕獲方法の併用も検討し実施する。

なお、実施した後は、効果の分析・評価を行い、被害の再発を防ぐための対策も必要に応じて実施する。